

石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付要綱

石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付要綱（令和7年石垣市告示第203号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市内生産者、市内輸出事業者が県内外及び海外へ販路拡大を図ることを目的とした展示会、見本市、物産展等への出展及び商談を行うための事業について石垣市特産品販路拡大支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、石垣空港・石垣港を基軸とする物流機能の強化形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内生産者 市内に本店又は主たる住所を有する生産者又は加工・製造者をいう。
- (2) 市内輸出事業者 市内に本店又は事業所を有し、輸出を行う法人をいう。
- (3) 特産品 市内で主たる生産又は加工を行った製品等

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内生産者及び市内輸出事業者
- (2) 補助対象経費に該当する経費について、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の適用を受けていない。
- (3) 市税等の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)のない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行う者でないこと。
- (5) 石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者

（補助対象事業及び補助対象経費等）

第4条 補助対象事業及び補助対象経費等は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において3回を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 石垣市特産品販路拡大支援事業 実施計画書(様式第2号)
- (2) 石垣市特産品販路拡大支援事業 補助対象経費内訳書(様式第3号)
- (3) 石垣市特産品販路拡大支援事業 会社概要書(様式第4号)
- (4) 石垣市特産品販路拡大支援事業 誓約書(様式第5号)
- (5) 出展申込書の写し
- (6) 市税の滞納をしていないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、不交付の決定をしたときは、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第7条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金(変更・中止・廃止)申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったとは、これを審査し、適当と認められる場合は、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第9号)により申請者に通知する。

3 市長は、前項に規定する通知をする場合において、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに石垣市特産品販路拡大支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 石垣市特産品販路拡大支援事業 実績報告書(様式第11号)
- (2) 石垣市特産品販路拡大支援事業 補助対象経費内訳書(様式第12号)
- (3) 補助対象経費の支払を称する書類の写し(領収書等)
- (4) 出展又は商談したことが確認できる書類(出展時の写真等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受理したときは、速やかに報告の内容を審査し、適

当であると認めるときは、補助金の額を確定し、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は前条の規定による通知を受けた後、直ちに石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受け付けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、交付決定を取消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消し等を行う場合には、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付決定(取消・停止・廃止)通知書(様式第15号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象内容	補助対象経費	補助率	上限
<p>1 市内生産者、市内輸出事業者が県内外及び海外へ販路拡大を図ることを目的とした展示会、見本市、物産展等への出展及び商談を行うための渡航費用</p>	<p>航空運賃 船舶運賃 宿泊料 ※航空運賃及び船舶運賃はエコノミークラスに限り、国際観光旅客税は補助対象外とする。</p>	<p>航空運賃及び船舶運賃は2分の1以内 宿泊料は1泊1万5千円以内</p>	<p>1回の渡航につき1社から2名以内の渡航かつ7泊8日以内とし、13万円を上限とする。</p>
<p>2 市内生産者、市内輸出事業者が県内外及び海外へ販路拡大を図ることを目的とした展示会、見本市、物産展等への出展及び商談を行うための参加費</p>	<p>参加料、出展料</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>3万円を上限とする。</p>
<p>3 自社で企画・開発している商品を海外へ販路拡大するための商品改良を行う経費</p>	<p>商品改良費 (デザイン改良費、成分分析費、検査費用)</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>15万円を上限とする。</p>

様式第3号（第5条関係）

石垣市特産品販路拡大支援事業 補助対象経費内訳書

経費区分	内容	内容詳細	金額	補助対象額
1 旅費 7泊8日以内	航空運賃等 (2分の1以内)			
	宿泊料 (1泊 1万5千円以内)			
	合 計(上限13万円)			
経費区分	内容	内容詳細	金額	補助対象額
2 参加費	参加料、出展料 (2分の1以内)			
	合 計(上限3万円)			
経費区分	内容	内容詳細	金額	補助対象額
3 商品改良費	商品改良費 (2分の1以内)			
	合 計(上限15万円)			
補助金交付申請額				

※1,000円未満切り捨て

【備考】

- ①行数が足りない場合は、行を追加してください。
- ②実績額が申請額を上回ったときは、申請額が上限額となります。

様式第4号（第5条関係）

石垣市特産品販路拡大支援事業 会社概要書

会社名	
代表者の 役職・氏名	
所在地	
業 種	
設立年月日	
資本金（千円）	
社員・職員数（名）	
事業概要	

石垣市長 様

申請者 所在地
会社名
代表者の役職
氏名

印

石垣市特産品販路拡大支援事業 誓約書

石垣市特産品販路拡大支援事業補助金の申請について、以下の応募資格要件を全て満たしていることを誓約します。

記

1 件名

石垣市特産品販路拡大支援事業

2 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 市税等の滞納（納税猶予等の措置によるものを除く）がないこと。
- (5) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び石垣市暴力団排除条例（平成 23 年石垣市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。石垣市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (6) 石垣市内の生産者、輸出事業者等であること。
- (7) 本事業について、他の助成金・補助金等の併用をしていないこと。

様式第7号（第6条関係）

石垣市指令第 号
年 月 日

様

石垣市長 印

石垣市特産品販路拡大支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった石垣市特産品販路拡大支援事業について、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

交付をしないことを決定した理由

年 月 日

石垣市長 様

所在地

名称

代表者名

印

石垣市特産品販路拡大支援事業補助金（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日付け石垣市指令第 号で交付決定のありました石垣市特産品販路拡大支援事業補助金を次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、承認されますよう、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 理由及び内容

2 （変更・中止・廃止）の予定年月日

年 月 日

様

石垣市長

印

石垣市特産品販路拡大支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で（変更・中止・廃止）の申請がありました石垣市特産品販路拡大支援事業について、石垣市特産品販路拡大支援事業補助金交付要綱第7条の規定により（変更・中止・廃止）を承認しましたので通知します。

記

1 （変更・中止・廃止）の内容

2 その他

石垣市特産品販路拡大支援事業 実績報告書

事業実施内容	
商談件数等実績	商談件数： 件
	実施計画に記載した成果目標について 商談成約件数目標： 件 成約件数について (1) 商品名・サービス名： (2) 件 数： 件 (3) 数 量： (4) 金 額： 円 (5) 成約先： 成約見込件数について (1) 件数： 件 (2) 金額： 円
	継続商談件数： 件
事業実施成果について	
課題について	

(適宜行数を追加してください)

様式第 12 号 (第 8 条関係)

石垣市特産品販路拡大支援事業 補助対象経費内訳書様式

経費区分	内容	内容詳細	当初申請額		実績額		増減理由
			金額	補助対象額	金額	補助対象額	
1 旅費	航空運賃等 (2分の1以内)						
1 7泊8日以内	宿泊料 (1泊 1万5千円以内)						
合 計(上限13万円)							

経費区分	内容	内容詳細	当初申請額		実績額		増減理由
			金額	補助対象額	金額	補助対象額	
2 参加費	参加料 出展料 (2分の1以内)						
合 計(上限3万円)							

経費区分	内容	内容詳細	当初申請額		実績額		増減理由
			金額	補助対象額	金額	補助対象額	
3 商品改良費	商品改良費 (2分の1以内)						
合 計(上限15万円)							

補助金交付申請額		実績額	
----------	--	-----	--

※1,000円未満切り捨て

【備考】

- ①行数が足りない場合は、行を追加してください。
- ②実績額が申請額を上回ったときは、申請額が上限額となります。